

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第 4 章 保税地域</p> <p>第 3 節 保税蔵置場</p>	<p>第 4 章 保税地域</p> <p>第 3 節 保税蔵置場</p>
<p>（外国貨物を置くことの承認の申請手続）</p>	<p>（外国貨物を置くことの承認の申請手続）</p>
<p>43 の 3—2 法第 43 条の 3 第 1 項の規定による外国貨物を保税蔵置場に置くことの承認（以下この項において「蔵入承認」という。）の申請手続については、次による。</p>	<p>43 の 3—2 法第 43 条の 3 第 1 項の規定による外国貨物を保税蔵置場に置くことの承認（以下この項において「蔵入承認」という。）の申請手続については、次による。</p>
<p>(1) (省略)</p> <p>(2) 蔵入承認申請書の提出に際しては、令第 36 条の 3 第 2 項の規定により、必要があるときは、<u>仕入書</u>その他の申請の内容を確認するために必要な書類を添付させるほか、協定税率（定率法第 5 条の規定に基づき協定税率の適用がある場合を含む。以下同じ。）、EPA 税率又は特惠税率の適用を受けようとする場合であって蔵入承認申請書の提出の際に特定の書類の提出を必要とされているときは、その書類を添付させる（協定税率適用の場合にあっては、後記 68—3—7 の方法により令第 61 条第 1 項第 1 号に規定する原産地証明書の提出が必要な場合に限ることとなるので留意する。）。</p> <p>なお、「必要があるとき」とは、他の通達で提出の省略を認めている場合以外の場合とする。</p> <p>(3) (省略)</p>	<p>(1) (同左)</p> <p>(2) 蔵入承認申請書の提出に際しては、令第 36 条の 3 第 2 項に規定する <u>仕入書</u>又はこれに代わる書類その他課税標準の決定のための必要な書類を添付させるほか、協定税率（定率法第 5 条の規定に基づき協定税率の適用がある場合を含む。以下同じ。）、EPA 税率又は特惠税率の適用を受けようとする場合であって蔵入承認申請書の提出の際に特定の書類の提出を必要とされているときは、その書類を添付させる（協定税率適用の場合にあっては、後記 68—3—7 の方法により令第 61 条第 1 項第 1 号に規定する原産地証明書の提出が必要な場合に限ることとなるので留意する。）。</p> <p>(3) (同左)</p>
<p>第 5 節 保税展示場</p>	<p>第 5 節 保税展示場</p>
<p>（展示等の承認の手続等）</p>	<p>（展示等の承認の手続等）</p>
<p>62 の 3—1 法第 62 条の 3 第 1 項の規定による展示等の申告手続等については、次による。</p>	<p>62 の 3—1 法第 62 条の 3 第 1 項の規定による展示等の申告手続等については、次による。</p>
<p>(1) 展示等の申告は、「展示等申告書（運送申告書）」（C—3340）3 通（原本、管理者（保税展示場の許可を受けた者をいう。以下同じ。）用、承認書用）に、<u>必要があるときは、仕入書又はこれに代わる書類 2 通及び包装明細書 2 通</u>（各 1 通は展示等の承認後の管理者交付用）、<u>その他の申告の内容を確認するために必要な書類並びに他法令の規定により必要</u></p>	<p>(1) 展示等の申告は、「展示等申告書（運送申告書）」（C—3340）3 通（原本、管理者（保税展示場の許可を受けた者をいう。以下同じ。）用、承認書用）に仕入書又はこれに代わる書類 2 通、<u>包装明細書 2 通（仕入書及び包装明細書の各 1 通は仮展示等の承認後の管理者交付用）</u>、<u>その他運賃明細書等課税標準決定のために必要と認める書類及び他法令の</u></p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>とされる許可書、承認書、検査書等を添付して提出することにより行わせる。</p>	<p>規定により必要とされる許可書、承認書、検査書等を添付して提出することにより行わせる。</p>
<p>なお、「必要があるとき」とは、他の通達で提出の省略を認めている場合以外の場合とする。</p>	<p>税関において、これを承認したときは、申告書のうち 1 通（承認書用）に承認印を押なつして、展示等承認書として申告者に交付する。</p>
<p>なお、この場合において、その承認に係る物品が明らかに性質、形状に変更が加えられることがないと認められるときを除き、当該承認書の中段余白に「性質、形状に変更が加えられるものについては、販売物品等使用状況報告書を提出すること。」と記載するものとする。</p>	<p>税関において、これを承認したときは、申告書のうち 1 通（承認書用）に承認印を押なつして、展示等承認書として申告者に交付する。</p> <p>なお、この場合において、その承認に係る物品が明らかに性質、形状に変更が加えられることがないと認められるときを除き、当該承認書の中段余白に「性質、形状に変更が加えられるものについては、販売物品等使用状況報告書を提出すること。」と記載するものとする。</p>
<p>(2) (省略)</p>	<p>(2) (同左)</p>
<p>(3) 展示等の申告を保税展示場以外の保税地域において行う場合においては、「展示等申告書（運送申告書）」（C-3340）に保税運送に必要な事項を記入させ、展示等の承認に併せて法第 63 条に規定する保税運送の承認を行うものとする。</p>	<p>(3) 展示等の申告を保税展示場以外の保税地域において行う場合においては、「展示等申告書（運送申告書）」（C-3340）に保税運送に必要な事項を記入させ、展示等の承認に併せて法第 63 条に規定する保税運送の承認を行うものとする。</p>
<p>また、これらの承認したときは、承認書（運送兼用の旨を表示したもの）を申告者に交付するほか、承認書の写し 2 通を作成し、うち 1 通に別途作成した包装明細書写し 1 通を添付して保税展示場を所轄する税関官署の保税取締部門へ送付し、他の 1 通に運送承認書写し（到着証明用）の旨を表示して申告者に交付する。</p>	<p>また、これらの承認したときは、承認書（運送兼用の旨を表示したもの）を申告者に交付するほか、承認書の写し 2 通を作成し、うち 1 通に別途作成した包装明細書写し 1 通を添付して保税展示場を所轄する税関官署の保税取締部門へ送付し、他の 1 通に運送承認書写し（到着証明用）の旨を表示して申告者に交付する。</p>
<p>なお、発送地を所轄する税関官署の保税取締部門において発送を確認したときは、上記の承認書及びその写し（到着証明用）に発送確認の旨を記載してこれを申告者又はこれに代わる者に交付するものとし、到着地の保税展示場を所轄する税関官署の保税取締部門において到着を<u>確認した</u>ときは、これらの承認書及びその写しに到着確認の旨を記載する。</p> <p>また、到着確認をした承認書の写しを申告者又はこれに代わる者に交付して発送地税関へ提出することを求めるものとする。</p>	<p>なお、発送地を所轄する税関官署の保税取締部門において発送を確認したときは、上記の承認書及びその写し（到着証明用）に発送確認の旨を記載してこれを申告者又はこれに代わる者に交付するものとし、到着地の保税展示場を所轄する税関官署の保税取締部門において到着を<u>確認した</u>ときは、これらの承認書及びその写しに到着確認の旨を記載する。</p> <p>また、到着確認をした承認書の写しを申告者又はこれに代わる者に交付して発送地税関へ提出することを求めるものとする。</p>
<p>第 6 章 通 関</p>	<p>第 6 章 通 関</p>
<p>第 1 節 一般輸出通関</p>	<p>第 1 節 一般輸出通關</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（輸出申告書に記載すべき価格）</p> <p>67—1—4 令第 59 条の 2 第 2 項に規定する輸出申告書に記載すべき価格は、次による。</p> <p>(1) 貨物代金が有償で輸出される貨物については、原則として当該貨物の現実の決済金額（取引の基準通貨と決済通貨とが異なる場合は基準通貨による金額）を基とするが、次のイからハに掲げる場合には、それぞれに掲げる価格を基にしそれぞれ本邦の輸出港における本船甲板渡し価格（航空機によって輸出される貨物については、これに準ずる価格。以下同じ。）としてこれに必要な調整を加え計算した価格とする。</p> <p>イ <u>仕入書</u>その他の申告の内容を確認するために必要な書類（以下この章において「<u>仕入書等</u>」という。）に表示された値引き前の価格に、次に掲げる額を超える値引き額が明記されている場合 当該<u>仕入書</u>等に表示された値引き前の価格</p> <p>(イ)～(ハ) (省略)</p> <p>ロ <u>仕入書等</u>に表示された価格に、当該<u>仕入書等</u>により輸出される貨物に具現されていない権利の使用に係る対価（例えば、複製権、据付け技術料等）が含まれており、かつ、その価格が明らかにされている場合 <u>仕入書等</u>に表示された価格から当該輸出貨物に具現されていない権利の使用に係る価額を差し引いた価格</p> <p>ハ 決済期間が 6 月を超える延払条件取引に係る貨物の<u>仕入書等</u>に表示された価格の中に、その期間に応じて付される金利が含まれており、かつ、当該金利の額が明らかである場合 <u>仕入書等</u>に表示された価格から当該金利の額を差し引いた価格</p> <p>(2) 及び(3) (省略)</p> <p>（輸出申告書の添付書類）</p> <p>67—1—5 輸出申告書には、法第 68 条の規定により、輸出の許可の判断のために必要があるときは、<u>仕入書等</u> 1 通を添付させるものとするほか、次に掲げる書類を添付させるものとする。</p> <p>なお、「<u>輸出の許可の判断のために必要があるとき</u>」とは、他の通達で提出の省略を認めている場合以外の場合とする。</p> <p>(1) 法第 70 条に規定する他法令の許可、承認、検査の完了又は条件の具</p>	<p>（輸出申告書に記載すべき価格）</p> <p>67—1—4 令第 59 条の 2 第 2 項 <u>《申告すべき価格》</u>に規定する輸出申告書に記載すべき価格は、次による。</p> <p>(1) 貨物代金が有償で輸出される貨物については、原則として当該貨物の現実の決済金額（取引の基準通貨と決済通貨とが異なる場合は基準通貨による金額）を基とするが、次のイからハに掲げる場合には、それぞれに掲げる価格を基にしそれぞれ本邦の輸出港における本船甲板渡し価格（航空機によって輸出される貨物については、これに準ずる価格。以下同じ。）としてこれに必要な調整を加え計算した価格とする。</p> <p>イ <u>仕入書</u>に表示された値引き前の価格に、次に掲げる額を超える値引き額が明記されている場合 当該<u>仕入書</u>に表示された値引き前の価格</p> <p>(イ)～(ハ) (同左)</p> <p>ロ <u>仕入書</u>に表示された価格に、当該<u>仕入書</u>により輸出される貨物に具現されていない権利の使用に係る対価（例えば、複製権、据付け技術料等）が含まれており、かつ、その価格が明らかにされている場合 <u>仕入書</u>に表示された価格から当該輸出貨物に具現されていない権利の使用に係る価額を差し引いた価格</p> <p>ハ 決済期間が 6 月を超える延払条件取引に係る貨物の<u>仕入書</u>に表示された価格の中に、その期間に応じて付される金利が含まれており、かつ、当該金利の額が明らかである場合 <u>仕入書</u>に表示された価格から当該金利の額を差し引いた価格</p> <p>(2) 及び(3) (同左)</p> <p>（輸出申告書の添付書類）</p> <p>67—1—5 輸出申告書には、法第 68 条 <u>《輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類》</u>の規定による<u>仕入書</u>又はこれに代わる書類のほか、次に掲げる書類を添付させるものとする。</p> <p>(1) 法第 70 条 <u>《証明又は確認》</u>に規定する他法令の許可、承認、検査の</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>備を要する貨物については、それらの許可、承認、検査の完了又は条件の具備を証する書類</p> <p>(2) 及び(3) (省略)</p>	<p>完了又は条件の具備を要する貨物については、それらの許可、承認、検査の完了又は条件の具備を証する書類</p> <p>(2) 及び(3) (同左)</p>
<p>（輸出取止めの取扱い）</p>	<p>（輸出取止めの取扱い）</p>
<p>67—1—14 輸出の許可を受けた貨物の全部についてその輸出が取止め（本邦から輸出された貨物が外国に到着する前に本邦に積戻しされた場合を含む。）になり、これを国内に引き取る場合の取扱いは、次による。</p>	<p>67—1—14 輸出の許可を受けた貨物の全部についてその輸出が取止め（本邦から輸出された貨物が外国に到着する前に本邦に積戻しされた場合を含む。）になり、これを国内に引き取る場合の取扱いは、次による。</p>
<p>(1) 輸出取止めになつた貨物が一旦船舶又は航空機に積み込まれたものであるときは、その国内への引取りにつき、通常の輸入手続（関税、貿易管理ともに）を必要とし、関税については、定率法第 14 条第 10 号又は第 14 号等の規定を適用する。この場合において、その貨物が内国消費税法上（消費税及び地方消費税を除く。）の輸出免税の適用がある貨物であるときは、その免税の適用を受けるために必要な輸出証明書の交付は行わないものとし、既にその交付を終わっている場合には、貨物引取りの際に税関において内国消費税を徴収する。</p>	<p>(1) 輸出取止めになつた貨物が一旦船舶又は航空機に積み込まれたものであるときは、その国内への引取りにつき、通常の輸入手続（関税、貿易管理ともに）を必要とし、関税については、定率法第 14 条《無条件免税》第 10 号又は第 14 号等の規定を適用する。この場合において、その貨物が内国消費税法上（消費税及び地方消費税を除く。）の輸出免税の適用がある貨物であるときは、その免税の適用を受けるために必要な輸出証明書の交付は行わないものとし、既にその交付を終わっている場合には、貨物引取りの際に税関において内国消費税を徴収する。</p>
<p>(2) 輸出取止めになつた貨物が船舶又は航空機に積み込まれる前のものである場合には、その国内への引取りについて貿易管理上の輸入承認を必要とせず、便宜、次の手続による。</p>	<p>(2) 輸出取止めになつた貨物が船舶又は航空機に積み込まれる前のものである場合には、その国内への引取りについて貿易管理上の輸入承認を必要とせず、便宜、次の手続による。</p>
<p>イ (省略)</p>	<p>イ (同左)</p>
<p>ロ 輸入申告書には、<u>仕入書等</u>の添付を省略させるとともに、貨物の検査及び税率の適用を省略し、「輸出取止め」と表示して税関で保管する。</p>	<p>ロ 輸入申告書には、<u>仕入書その他の書類</u>の添付を省略させるとともに、貨物の検査及び税率の適用を省略し、「輸出取止め」と表示して税関で保管する。</p>
<p>なお、輸入申告価格は、事務処理上特に支障のない限り、便宜、輸出申告の際の価格（F.O.B）を採用して差し支えない。</p>	<p>なお、輸入申告価格は、事務処理上特に支障のない限り、便宜、輸出申告の際の価格（F.O.B）を採用して差し支えない。</p>
<p>ハ (省略)</p>	<p>ハ (同左)</p>
<p>第 1 節の 2 輸出申告の特例</p>	<p>第 1 節の 2 輸出申告の特例</p>
<p>（特定輸出申告書の添付書類）</p>	<p>（特定輸出申告書の添付書類）</p>
<p>67 の 3—1—2 特定輸出申告書に係る<u>添付書類</u>については、前記 67—1—5 の規定により取り扱うものとする。</p>	<p>67 の 3—1—2 特定輸出申告書に係る前記 67—1—5 の規定の適用については、同項中「法第 68 条の規定による仕入書又はこれに代わる書類のほ</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>なお、特定輸出申告を行った際に税関へ関係書類を提出しなければならない場合であって、特定輸出申告を行った税関官署以外の官署に当該書類を提出することが利便である場合には、当該官署においてその書類を受領することとして差し支えない。この場合において、当該官署は、当該書類を確認し、必要に応じ申告先官署に送付する等、所要の処理を行う。</p>	<p>か、次に掲げる書類を添付させる」とあるのは「次に掲げる書類を添付することとする（ただし、特定輸出申告の場合にあっては、輸出の許可の判断のために必要があると認める場合には仕入書又はこれに代わる書類の提出を求める。）」と読み替えるものとする。</p>
<p>（特例輸出貨物の保税地域間の運送に係る取扱い）</p> <p>67 の 3-1-7 特例輸出貨物の指定保税地域等（法第 29 条に規定する指定保税地域、保税蔵置場、保税展示場及び総合保税地域をいう。以下この項において同じ。）相互間の運送については、当該貨物に係る特定輸出者、特定委託輸出者（法第 67 条の 3 第 1 項第 2 号に規定する「特定委託輸出者」をいう。以下同じ。）又は特定製造貨物輸出者（法第 67 条の 3 第 1 項第 3 号に規定する「特定製造貨物輸出者」をいう。以下同じ。）（以下この節において「特定輸出者等」という。）及び特定輸出者等から特例輸出貨物の運送を委託された者（以下この項において「委託運送者」という。）において、次に掲げる書類の保存が必要とされるので留意する。</p>	<p>なお、特定輸出申告を行った際に税関へ関係書類を提出しなければならない場合であって、特定輸出申告を行った税関官署以外の官署に当該書類を提出することが利便である場合には、当該官署においてその書類を受領することとして差し支えない。この場合において、当該官署は、当該書類を確認し、必要に応じ申告先官署に送付する等、所要の処理を行う。</p>
<p>（特例輸出貨物の保税地域間の運送に係る取扱い）</p> <p>67 の 3-1-7 特例輸出貨物の指定保税地域等（法第 29 条に規定する指定保税地域、保税蔵置場、保税展示場及び総合保税地域をいう。以下この項において同じ。）相互間の運送については、当該貨物に係る特定輸出者、特定委託輸出者（法第 67 条の 3 第 1 項第 2 号に規定する「特定委託輸出者」をいう。以下同じ。）及び特定製造貨物輸出者（法第 67 条の 3 第 1 項第 3 号に規定する「特定製造貨物輸出者」をいう。以下同じ。）（以下この項において「特定輸出者等」という。）若しくは特定輸出者等から特例輸出貨物の運送を委託された者（以下この項において「委託運送者」という。）において、次に掲げる書類の保存が必要とされるので留意する。</p>	<p>（特例輸出貨物の保税地域間の運送に係る取扱い）</p> <p>67 の 3-1-7 特例輸出貨物の指定保税地域等（法第 29 条に規定する指定保税地域、保税蔵置場、保税展示場及び総合保税地域をいう。以下この項において同じ。）相互間の運送については、当該貨物に係る特定輸出者、特定委託輸出者（法第 67 条の 3 第 1 項第 2 号に規定する「特定委託輸出者」をいう。以下同じ。）及び特定製造貨物輸出者（法第 67 条の 3 第 1 項第 3 号に規定する「特定製造貨物輸出者」をいう。以下同じ。）（以下この項において「特定輸出者等」という。）若しくは特定輸出者等から特例輸出貨物の運送を委託された者（以下この項において「委託運送者」という。）において、次に掲げる書類の保存が必要とされるので留意する。</p>
<p>（1）貨物を保税地域に搬入した後に特定輸出申告、特定委託輸出申告又は特定製造貨物輸出申告（以下この項において「特定輸出申告等」という。）を行う場合においては、輸出申告を行った蔵置場所及び積込港（一般的の輸出申告書における蔵置場所及び積込港に同じ。）が記載された特定輸出申告書、<u>特定委託輸出申告書又は特定製造貨物輸出申告書</u>（以下この項において「特定輸出申告書等」という。）。</p>	<p>（1）貨物を保税地域に搬入した後に特定輸出申告、特定委託輸出申告及び特定製造貨物輸出申告（以下この項において「特定輸出申告等」という。）を行う場合においては、輸出申告を行った蔵置場所及び積込港（一般的の輸出申告書における蔵置場所及び積込港に同じ。）が記載された特定輸出申告書。</p>
<p>この場合においては、特定輸出申告書等に記載された蔵置場所及び積込港が、それぞれ指定保税地域等相互間の運送の発送地及び到着地となる。</p>	<p>この場合においては、<u>特定輸出申告書、特定委託輸出申告書及び特定製造貨物輸出申告書</u>（以下この項において「特定輸出申告書等」という。）に記載された蔵置場所及び積込港が、それぞれ指定保税地域相互</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(2)～(4) (省略)</p>	<p>間の運送の発送地及び到着地となる。</p>
<p>(一般輸出通関に関する規定の適用)</p> <p>67 の 3-1-8 輸出申告、輸出申告書又は輸出申告に係る貨物若しくは輸出許可済貨物の取扱いに関する前記 67-1-1 の規定、67-1-3 の規定、67-1-4 の規定、67-1-6 の規定、67-1-9 から 67-1-13 までの規定、67-1-15 の規定、67-1-16 の規定及び 67-1-18 の規定は、<u>特定輸出申告等、特定輸出申告書等又は特定輸出申告等</u>に係る貨物若しくは特例輸出貨物についてそれぞれ適用されるので留意する。</p>	<p>(2)～(4) (同左)</p> <p>(一般輸出通関に関する規定の適用)</p> <p>67 の 3-1-8 輸出申告、輸出申告書又は輸出申告に係る貨物若しくは輸出許可済貨物の取扱いに関する前記 67-1-1 の規定、67-1-3 の規定、67-1-4 の規定、67-1-6 の規定、67-1-9 から 67-1-13 までの規定、67-1-15 の規定、67-1-16 の規定及び 67-1-18 の規定は、<u>特定輸出申告、特定輸出申告書又は特定輸出申告</u>に係る貨物若しくは特例輸出貨物についてそれぞれ適用されるので留意する。</p>
	<p><u>(一般輸出通関に関する規定の適用)</u></p> <p>67 の 3-2-6 輸出申告に係る貨物又は輸出許可済貨物の取扱いに関する前記 67-1-3 から 67-1-6 までの規定、67-1-7 ((3)のロ及びハを除く。) の規定、67-1-8 から 67-1-16 までの規定及び 67-1-18 の規定は、<u>特定委託輸出申告に係る貨物又は当該申告により輸出の許可を受けた貨物についてそれぞれ適用されるので留意する。</u></p>
	<p><u>(一般輸出通関に関する規定の適用)</u></p> <p>67 の 3-3-5 輸出申告に係る貨物又は輸出許可済貨物の取扱いに関する前記 67-1-3 から 67-1-6 までの規定、67-1-7 ((3)のロ及びハを除く。) の規定、67-1-8 から 67-1-16 までの規定及び 67-1-18 の規定は、<u>特定製造貨物輸出申告に係る貨物又は当該申告により輸出の許可を受けた貨物についてそれぞれ適用されるので留意する。</u></p>
<p>(仕入書の記載事項等)</p> <p>68-1-1 法第 68 条の規定により、輸出の許可の判断のために提出を求める仕入書は、<u>仕出国の荷送人が仕向国の荷受人に貨物の発送を通知するために作成する書類で、一般に貨物の品名、種類、数量、価格、代金支払方法、当該荷送人及び当該荷受人の住所又は居所及び氏名又は名称等が記載されているものをいう。</u></p>	<p>(仕入書の提出を必要としない場合等の取扱い)</p> <p>68-1-1 法第 68 条第 1 項《輸出申告又は輸入申告に際しての仕入書の提出》ただし書の規定により、輸出申告に際して仕入書を提出することができない事由があると認められる場合その他仕入書を提出する必要がない場合の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 法第 68 条第 1 項ただし書に規定する「<u>仕入書を提出することができない事由がある</u>」とは、個人間若しくは本支店間における取引の場合、</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p>又は書面の仕入書に代え輸出入者間で仕入書に相当する情報を、オンラインネットワークを利用して電子的に送受信している場合等仕入書がない場合をいう。この場合においては、仕入書に代わる書類として令第 60 条第 1 項各号に規定される事項等が記載された書類を提出させるものとする。</p>
	<p>(2) 令 60 条第 3 項第 3 号《仕入書の提出を必要としない場合》に規定する「その他の事情」とは、貨物の価格及び取引形態等、当該輸出申告に係る総合的な事情をいい、「取締り上支障がない」とは、法第 67 条に規定する検査の決定に支障がない等、関税関係法令の執行に支障がない場合をいい、具体的には、次に掲げる条件を全て満たす場合とする。</p> <p>イ イラン、イラク及び北朝鮮以外を仕向地とする輸出申告である場合 ロ 不鮮明な箇所のない仕入書の写し等が添付されており、審査及び検査の決定に支障がないと認められる場合</p>
	<p><u>(仕入書の提出部数等)</u></p> <p>68—1—2 法第 68 条第 1 項《輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類》の規定により輸出申告の際に提出すべき仕入書の提出部数は、1 通とし、この場合における仕入書は、仕出人の署名に代えてその記名なつ印したもので差し支えない。</p>
<p>第 2 節 特殊輸出通関</p> <p>(少額貨物簡易通関扱いをする貨物の輸出申告)</p> <p>67—2—2 少額貨物簡易通関扱いをする貨物の輸出申告については、次による。<u>ただし、輸出申告をする者がこの取扱いによることを希望しない場合にはこの限りでない。</u></p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 少額貨物簡易通関扱いをする貨物が、外務省から在外公館あてに送付する公用品（外務大臣官房在外公館課長の発信する在外公館公用品証明書が添付されているものに限る。）である場合の輸出申告については、次による。</p> <p>イ 在外公館公用品証明書により輸出貨物の内容が明らかなときは、仕</p>	<p>第 2 節 特殊輸出通關</p> <p>(少額貨物簡易通關扱いをする貨物の輸出申告)</p> <p>67—2—2 少額貨物簡易通關扱いをする貨物の輸出申告については、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 少額貨物簡易通關扱いをする貨物が、外務省から在外公館あてに送付する公用品（外務大臣官房在外公館課長の発信する在外公館公用品証明書が添付されているものに限る。）である場合の輸出申告については、次による。</p> <p>イ 在外公館公用品証明書により輸出貨物の内容が明らかなときは、仕</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>入書等の添付を必要とせずその貨物についての現品検査を省略して差し支えない。 ロ (省略)</p>	<p>入書の添付を必要とせず、その貨物についての現品検査を省略して差し支えない。 ロ (同左)</p>
<p>(3) 少額貨物簡易通関扱いをする貨物が、定率法第 16 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに規定する外国の外交官等が輸出するものであり、その輸出者の身分が外務大臣官房儀典長の発給した簡易通関依頼書により確認できるときは、その輸出申告について上記(2)の取扱いに準ずる。</p>	<p>(3) 少額貨物簡易通関扱いをする貨物が、定率法第 16 条第 1 項第 1 号から第 4 号 <u>《外交官用貨物の免税》</u>までに規定する外国の外交官等が輸出するものであり、その輸出者の身分が外務大臣官房儀典長の発給した簡易通關依頼書により確認できるときは、その輸出申告について上記(2)の取扱いに準ずる。</p>
<p>(4) (省略)</p>	<p>(4) (同左)</p>
<p>(マニフェスト等による申告手続)</p>	<p>(マニフェスト等による申告手続)</p>
<p>67—2—6 前記 67—2—5 の規定により輸出申告をするための手続については、次による。</p>	<p>67—2—6 前記 67—2—5 の規定により輸出申告をするための手続については、次による。</p>
<p>(1) (省略)</p> <p>(2) 航空貨物簡易輸出申告書（運送申告書）に添付するマニフェストとは、航空貨物混載業者が個々の荷送人の貨物に係る仕入書等に基づき作成した帳票で、以下の事項が複数の荷送人の貨物について一括して記載されているものをいう。</p>	<p>(1) (同左)</p> <p>(2) 航空貨物簡易輸出申告書（運送申告書）に添付するマニフェストとは、航空貨物混載業者が個々の荷送人の貨物に係る仕入書等に基づき作成した帳票で、以下の事項が複数の荷送人の貨物について一括して記載されているものをいう。</p>
<p>なお、申告に際しては、<u>仕入書等</u>の添付を省略させて差し支えない。</p>	<p>なお、申告に際しては、<u>前記 68—1—1 (仕入書の提出を必要としない場合)</u>に基づき、<u>仕入書の添付を省略させて差し支えない。</u></p>
<p>イ～ト (省略)</p>	<p>イ～ト (同左)</p>
<p>第 3 節 一般輸入通關</p>	<p>第 3 節 一般輸入通關</p>
<p>(計量単位の換算基準及び申告数量)</p>	<p>(計量単位の換算基準及び申告数量)</p>
<p>67—3—3 輸入申告書への輸入貨物の数量の記載については、次による。</p>	<p>67—3—3 輸入申告書への輸入貨物の数量の記載については、次による。</p>
<p>(1) (省略)</p> <p>(2) その申告前に検量機関等により数量の測定が行われ、申告しようとする貨物の数量が明らかとなつている場合にはその数量を、その他の場合には<u>仕入書等</u>に記載された数量を、それぞれ申告させるものとする。</p>	<p>(1) (同左)</p> <p>(2) その申告前に検量機関等により数量の測定が行われ、申告しようとする貨物の数量が明らかとなつている場合にはその数量を、その他の場合には<u>仕入書</u>に記載された数量を、それぞれ申告させるものとする。</p>
<p>(輸入申告書の添付書類)</p>	<p>(輸入申告書の添付書類)</p>
<p>67—3—4 輸入申告書には、法第 68 条の規定により、輸入の許可の判断のため</p>	<p>67—3—4 輸入申告書には、法第 68 条の規定による仕入書又はこれに代わる書</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>に必要があるときは、仕入書等 1 通（会計検査院に送付する必要がある場合（前記 7-4 参照）には、1 通を加える。）を添付させるものとするほか、次に掲げる書類を添付させるものとし、特例輸入者に係る特例申告貨物の輸入申告及び特例委託輸入者に係る特例申告貨物の輸入申告についても同様の取り扱いとする。</p> <p>なお、「輸入の許可の判断のために必要があるとき」とは、他の通達で提出の省略を認めている場合以外の場合とする。</p> <p>(1)～(6) (省略)</p> <p>（輸入貨物の数量の確認）</p> <p>67-3-14 輸入貨物の数量の確認については、別段の定めがある場合を除き、次による。</p> <p>(1) 検査省略扱貨物、見本確認扱貨物その他数量の確認を行わない貨物の数量は、<u>仕入書等の数量</u>による。</p> <p>(2) 一部指定検査により数量確認を行った貨物の数量は、それぞれ次による。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 各包装ごとの内容及び数量が異なっている貨物については、一部指定検査の結果、個々の包装に表示され、又は包装明細書等に記載されている数量が正確であると認められるときは、その貨物の数量は、それらの表示又は記載の数量による。この場合における正確であるか否かの認定は、貨物の種類、包装条件、測定方法の差異等を勘案して行うが、表示又は記載の数量と実測数量との差が、表示又は記載の数量の 3% 以内であるか否かを一応の目安とするものとする。</p> <p>一部指定検査の結果、表示又は記載の数量が正確であると認められない場合には、前記 67-3-10 の(2)の検査指定個数基準に定める個数に至るまで検査を行う。この場合において、</p> <p>(イ) 及び(ロ) (省略)</p> <p>(3) 全部検査を行った貨物の数量は、その実測数量による。</p> <p>なお、全部検査の場合においては、本船又ははしけのドラフトによる測定方法は、本船扱い又はふ中扱い若しくは従価税率が適用される銑鉄等の大量ばら積貨物で、本船又ははしけの種類、排水量表の信用度及び貨物の積載状況等を勘案し、当該方法による測定数量によつても差し支えないと認められる場合を除き、採用しないものとする。</p>	<p>類その他課税標準の決定のための必要な書類を添付するほか、次に掲げる書類を添付する。ただし、特例輸入者に係る特例申告貨物の輸入申告については、輸入の許可の判断のために必要があると認める場合に限り仕入書又はこれに代わる書類を提出するものとし、特例委託輸入者に係る特例申告貨物の輸入申告については、当分の間、一般の輸入申告と同様に提出するものとする。</p> <p>(1)～(6) (同左)</p> <p>（輸入貨物の数量の確認）</p> <p>67-3-14 輸入貨物の数量の確認については、別段の定めがある場合を除き、次による。</p> <p>(1) 検査省略扱貨物、見本確認扱貨物その他数量の確認を行わない貨物の数量は、<u>仕入書数量</u>による。</p> <p>(2) 一部指定検査により数量確認を行つた貨物の数量は、それぞれ次による。</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 各包装ごとの内容及び数量が異なつてゐる貨物については、一部指定検査の結果、個々の包装に表示され、又は包装明細書等に記載されている数量が正確であると認められるときは、その貨物の数量は、それらの表示又は記載の数量による。この場合における正確であるか否かの認定は、貨物の種類、包装条件、測定方法の差異等を勘案して行うが、表示又は記載の数量と実測数量との差が、表示又は記載の数量の 3% 以内であるか否かを一応の目安とするものとする。</p> <p>一部指定検査の結果、表示又は記載の数量が正確であると認められない場合には、前記 67-3-10 の(2)の検査指定個数基準に定める個数に至るまで検査を行う。この場合において、</p> <p>(イ) 及び(ロ) (同左)</p> <p>(3) 全部検査を行つた貨物の数量は、その実測数量による。</p> <p>なお、全部検査の場合においては、本船又ははしけのドラフトによる測定方法は、本船扱い又はふ中扱い若しくは従価税率が適用される銑鉄等の大量ばら積貨物で、本船又ははしけの種類、排水量表の信用度及び貨物の積載状況等を勘案し、当該方法による測定数量によつても差し支えないと認められる場合を除き、採用しないものとする。</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(4) 損傷貨物<u>であつて</u>、その陸揚げ時に既に減量していることが、ポートノート等により明らかであるものの数量については、原則として、全部検査を行い、上記(3)による。</p>	<p>(4) 損傷貨物<u>であつて</u>、その陸揚げ時に既に減量していることが、ポートノート等により明らかであるものの数量については、原則として、全部検査を行い、上記(3)による。</p>
<p>ただし、均質・等量に包装されている貨物及び各包装ごとの数量は異なつて<sup>いる</sup>が個々の包装又は包装明細書等によりその数量が確認できる貨物の場合には、その貨物のうち損傷包装のものと正常包装のものとに分け、損傷包装のもの（荷粉については、正常包装から出たかどうかを問わず、これに含めるものとする。）については全部測定を行うが、正常包装のものについては、一部指定検査による数量測定を行つて差し支えない。この場合における当該損傷貨物の数量は、次による。</p>	<p>ただし、均質・等量に包装されている貨物及び各包装ごとの数量は異なつて<sup>いる</sup>が個々の包装又は包装明細書等によりその数量が確認できる貨物の場合には、その貨物のうち損傷包装のものと正常包装のものとに分け、損傷包装のもの（荷粉については、正常包装から出たかどうかを問わず、これに含めるものとする。）については全部測定を行うが、正常包装のものについては、一部指定検査による数量測定を行つて差し支えない。この場合における当該損傷貨物の数量は、次による。</p>
<p>イ及びロ（省略）</p>	<p>イ及びロ（同左）</p>
<p>(5)（省略）</p>	<p>(5)（同左）</p>
<p>（課税価格の認定）</p>	<p>（課税価格の認定）</p>
<p>67—3—15 検査の結果確認した数量が申告数量と異なる場合における課税価格については、次による。</p>	<p>67—3—15 検査の結果確認した数量が申告数量と異なる場合における課税価格については、次による。</p>
<p>(1) 検査の結果、前記 67—3—14 の(2)又は(3)により申告数量と異なる数量によることとなつた場合におけるその貨物の課税価格は、次による。</p>	<p>(1) 検査の結果、前記 67—3—14 の(2)又は(3)により申告数量と異なる数量によることとなつた場合におけるその貨物の課税価格は、次による。</p>
<p>イ その数量の差が申告数量の 3% 以内である場合には、<u>仕入書等の価格</u>（定率法第 4 条から第 4 条の 8 までに規定する課税価格に相当する価格であると認められる場合に限る。以下本項において同じ。）による。</p>	<p>イ その数量の差が申告数量の 3% 以内である場合には、<u>仕入書価格</u>（定率法第 4 条から第 4 条の 8 <u>『課税価格の計算方法』</u> までに規定する課税価格に相当する価格であると認められる場合に限る。以下本項において同じ。）による。</p>
<p>ロ その数量の差が申告数量の 3% を超える場合には、その超える部分に相当する数量に<u>仕入書等の単価</u>（FOB 単価が明らかな場合には、当該 FOB 単価とする。）を乗じて得られる価格を<u>仕入書等の価格</u>に加減して得た価格による。ただし、この場合<u>であつても</u>、その差が貨物の種類、性状、取引の実情等（例えは、冷凍食品又は生鮮野菜の乾燥欠減がある場合、「揚地において確認された数量の契約数量に対する誤差が一定の範囲内であるときは、仕入書価額を変更しない」旨の契約がなされている場合等）を勘案し、商習慣上通常認められている範囲内のものであるときは、<u>仕入書等の価格</u>による。</p>	<p>ロ その数量の差が申告数量の 3% を超える場合には、その超える部分に相当する数量に<u>仕入書単価</u>（FOB 単価が明らかな場合には、当該 FOB 単価とする。）を乗じて得られる価格を<u>仕入書価格</u>に加減して得た価格による。ただし、この場合<u>であつても</u>、その差が貨物の種類、性状、取引の実情等（例えは、冷凍食品又は生鮮野菜の乾燥欠減がある場合、「揚地において確認された数量の契約数量に対する誤差が一定の範囲内であるときは、仕入書価額を変更しない」旨の契約がなされている場合等）を勘案し、商習慣上通常認められている範囲内のものであるときは、<u>仕入書価格</u>による。</p>
<p>(2) 前記 67—3—14 の(4)に規定する損傷貨物の課税価格については、その<u>仕入書等の価格</u>から欠減数量に相当する価格を控除した価格とする。この場合において欠減数量とは、次の数量をいう。</p>	<p>(2) 前記 67—3—14 の(4)に規定する損傷貨物の課税価格については、その<u>仕入書価格</u>から欠減数量に相当する価格を控除した価格とする。この場合において欠減数量とは、次の数量をいう。</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>イ～ハ (省略)</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、数量が個数、台数等で表示される貨物で<u>あって</u>、商習慣上の許容範囲がないと認められるものについては、実数量に<u>仕入書等の単価</u>を乗じて得た額を基礎として、その貨物の課税価格を算定する。</p>	<p>イ～ハ (同左)</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、数量が個数、台数等で表示される貨物で<u>あって</u>、商習慣上の許容範囲がないと認められるものについては、実数量に<u>仕入書単価</u>を乗じて得た額を基礎として、その貨物の課税価格を算定する。</p>
<p>(分割して輸入されるばら積貨物の数量及び課税価格)</p>	<p>(分割して輸入されるばら積貨物の数量及び課税価格)</p>
<p>67—3—16 同一本船に積載されたばら積有税貨物（とうもろこし等）について、2 以上の税関官署に<u>またがって</u>分割して輸入申告がされた場合において、次に掲げるときの申告数量及び課税価格は、前記 67—3—14 及び 67—3—15 の規定にかかわらず、それぞれ次による。</p>	<p>67—3—16 同一本船に積載されたばら積有税貨物（とうもろこし等）について、2 以上の税関官署に<u>またがって</u>分割して輸入申告がされた場合において、次に掲げるときの申告数量及び課税価格は、前記 67—3—14 及び 67—3—15 の規定にかかわらず、それぞれ次による。</p>
<p>(1) (省略)</p> <p>(2) 上記(1)の場合において、当該貨物の<u>仕入書等</u>に表示された単価が、定率法第 4 条から第 4 条の 8 までに規定される課税価格に相当する単価であると認めるとときは、当該単価に上記(1)の数量を乗じて得られる価格を課税価格とする。</p>	<p>(1) (同左)</p> <p>(2) 上記(1)の場合において、当該貨物の<u>仕入書</u>その他の書類に表示された単価が、定率法第 4 条から第 4 条の 8 までに規定される課税価格に相当する単価であると認めるとときは、当該単価に上記(1)の数量を乗じて得られる価格を課税価格とする。</p>
<p>(搬入前申告の場合の取扱い)</p>	<p>(搬入前申告の場合の取扱い)</p>
<p>67 の 2—3—5 前記 67 の 2—3—3 の規定により輸入申告書について搬入前申告扱が承認された場合の取扱いについては、次のこと留意する。</p>	<p>67 の 2—3—5 前記 67 の 2—3—3 の規定により輸入申告書について搬入前申告扱が承認された場合の取扱いについては、次のこと留意する。</p>
<p>(1) 輸入申告の際に他法令の規定による許可書、承認書等を提出できないことについてやむを得ない理由があると認められるときは、前記 67—3—6 において準用する 67—1—9 の規定にかかわらず、それらの書類が添付されないまま、輸入申告書を一応受理するものとする。</p>	<p>(1) 輸入申告の際に<u>貨物の仕入書</u>又は他法令の規定による許可書、承認書等を提出できないことについてやむを得ない理由があると認められるときは、前記 67—3—5 において準用する 67—1—8（輸出申告の不受理）の規定にかかわらず、それらの書類が添付されないまま、輸入申告書を一応受理するものとする。</p>
<p>(2) 及び(3) (省略)</p>	<p>(2) 及び(3) (同左)</p>
<p>(特例申告に係る貨物の輸入申告の時期)</p>	<p>(特例申告に係る貨物の輸入申告の時期)</p>
<p>67 の 2—3—7 特例申告に係る貨物の輸入申告は、法第 67 条の 2 第 2 項に定める法第 15 条第 1 項若しくは第 7 項の規定による積荷に関する事項が税関に報告され、又は同条第 2 項若しくは第 8 項若しくは法第 18 条第 2 項若しくは第 4 項の規定による積荷に関する事項が税関に提出された後に行うこととなるので留意する。</p>	<p>67 の 2—3—7 特例申告に係る貨物の輸入申告は、法第 67 条の 2 第 2 項に定める法第 15 条第 1 項若しくは第 7 項の規定による積荷に関する事項が税関に報告され、又は同条第 2 項若しくは第 8 項若しくは法第 18 条第 2 項若しくは第 4 項の規定による積荷に関する事項が税関に提出された後に行うこととなるので留意する。</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>(仕入書の記載事項等)</u></p> <p>68—3—1 法第 68 条の規定により、輸入の許可の判断のために提出を求める仕入書は、<u>仕出国の荷送人が仕向国の荷受人に貨物の発送を通知するため</u>に作成する書類で、一般に貨物の品名、種類、数量、価格、代金支払方法、当該荷送人及び当該荷受人の住所又は居所及び氏名又は名称等が記載されているものをいう。</p>	<p><u>(仕入書の提出部数等)</u></p> <p>68—3—1 法第 68 条第 1 項《輸出申告又は輸入申告に際しての仕入書の提出》の規定により輸入申告の際に提出すべき仕入書の提出部数は 1 通（会計検査院に送付する必要がある場合（前記 7—4 参照）には、1 通を加える。）とする。この場合における仕入書は、<u>仕出人の署名に代えてその記名、なつ印したもの</u>でも差し支えない。</p>
	<p><u>(仕入書の提出を必要としない場合等の取扱い)</u></p> <p>68—3—2 法第 68 条第 1 項《輸出申告又は輸入申告に際しての仕入書の提出》ただし書の規定により、輸入申告に際して仕入書を提出することができない事由があると認められる場合その他仕入書を提出する必要がない場合の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 法第 68 条第 1 項ただし書に規定する「仕入書を提出することができない事由がある」とは、個人間若しくは本支店間における取引の場合、又は書面の仕入書に代え輸出入者間で仕入書に相当する情報を、オンラインネットワークを利用して電子的に送受信している場合等仕入書がない場合をいう。この場合においては、仕入書に代わる書類として令第 60 条第 1 項各号に規定される事項等が記載された書類を提出させるものとする。</p> <p>(2) 令第 60 条第 3 項第 3 号《仕入書の提出を必要としない場合》に規定する「<u>その他の事情</u>」とは、貨物の価格、取引形態又は令第 60 条第 2 項に規定する仕入書以外の添付書類にかかる記載内容等、当該輸入申告に係る総合的な事情をいい、「<u>取締り上支障がない</u>」とは、法第 67 条に規定する検査及び課税標準の決定に支障がない等関税関係法令の執行に支障がない場合をいい、具体的には、次に掲げる場合とする。</p> <p>イ 不鮮明な箇所のない仕入書の写し等が添付されており、審査、検査及び課税標準の決定上特に支障がないと認められる場合</p> <p>ロ 1 輸入申告及び予備申告に係る貨物の課税標準となる価格（数量を課税標準として関税を課する貨物にあつては、<u>関税定率法第 4 条から第 4 条の 8 までの規定に準じて算出された価格</u>）の合計額が 20 万円以下の少額輸入貨物で仕入書と実質的に同等の内容を有すると認められ、以下の事項を記載した社内帳票等が提出できる場合</p> <p>(イ) 輸入者名及び住所</p> <p>(ロ) 輸出者名及び住所</p> <p>(ハ) 貨物の品名及び価格</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p>(二) 貨物の個数及び数量（正味の数量を記載させるものとするが、従価税率適用貨物で正味の数量が不明な場合には、<u>包装物込みの数量を記載させて差し支えない。</u>）</p> <p>(ホ) 積出地及び原産地（原産地が明らかでない場合には省略させて差し支えない。）</p> <p>(ハ) 貨物の記号・番号（例えば、House Air Waybill (HAWB) 番号等）</p> <p>(ト) 価格の決定に関する契約の条件（例えば、FOB、CIF、無償等）</p> <p>なお、社内帳票に記載されている貨物の品名が不明（例えば、「食品」、「衣類」等）で貨物の審査及び検査並びに課税標準の決定に支障をきたす場合には、<u>仕入書の提出が必要であることに留意する。</u></p>
(分割して逐次通関する場合の <u>仕入書等</u> の取扱い)	(分割して逐次通関する場合の <u>仕入書</u> の取扱い)
68-3-3 同一の <u>仕入書等</u> に記載された貨物が分割されて逐次輸入される場合において、法第 68 条の規定により <u>仕入書等</u> の原本が提出された場合の取扱いは、次による。	68-3-3 同一の <u>仕入書</u> に記載された貨物が分割されて逐次輸入される場合の取扱いは、次による。
<p>(1) <u>仕入書等</u>の原本は、最後の輸入申告受理税關において徴する。</p> <p>(2) それまでの輸入申告受理税關においては、<u>仕入書等</u>の写し 1 通（前記 68-3-1 の規定により会計検査院提出用を要する場合には、1 通を加える。）を提出させ、原本にはその税關において輸入申告された貨物の数量、価格等を記入のうえ審査印を押なつして返還する。</p>	<p>(1) <u>仕入書</u>の原本は、最後の輸入申告受理税關において徴する。</p> <p>(2) それまでの輸入申告受理税關においては、<u>仕入書</u>の写し 1 通（前記 68-3-1 の規定により会計検査院提出用を要する場合には、1 通を加える。）を提出させ、原本にはその税關において輸入申告された貨物の数量、価格等を記入のうえ審査印を押なつして返還する。</p>
(異なった税關官署において同時に分割通関する場合の <u>仕入書</u> の取扱い)	(異なった税關官署において同時に分割通関する場合の <u>仕入書</u> の取扱い)
68-3-4 輸入者が、同一の <u>仕入書</u> に記載された貨物を分割輸入する場合において、同時期に異なった税關官署に対してその輸入申告を行うためにオーソライズドコピーの発行を求めた場合の取扱いは、次による。	68-3-4 輸入者が、同一の <u>仕入書</u> に記載された貨物を分割輸入する場合において、同時期に異なった税關官署に対してその輸入申告を行おうとするときは、次により取り扱う。
<p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5) 他の税關官署で発行されたオーソライズドコピーについて、輸入申告者から更に副コピーの発行を受けたい旨の申請があつた場合において、その発行を必要とする特別の事情があると認められるときは、その副コピーを発行して差し支えない。この場合の取扱いは、上記(1)から(4)までに準ずる。</p>	<p>(1)～(4) (同左)</p> <p>(5) 他の税關官署で発行されたオーソライズドコピーについて、輸入申告者から更に副コピーの発行を受けたい旨の申請があつた場合において、その発行を必要とする特別の事情があると認められるときは、その副コピーを発行して差し支えない。この場合の取扱いは、上記(1)から(4)までに準ずる。</p>
(協定税率を適用する場合の原産地の証明に関する用語の意義)	(協定税率を適用する場合の原産地の証明に関する用語の意義)
68-3-6 令第61条第1項第1号及び第2 項の用語の意義は、それぞれ次による。	68-3-6 令第61条第1項第1号及び第2 項《課税標準決定のための書類及び原産地証明書等》の用語の意義は、それぞれ次による。

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(1) 及び(2) (省略) (3) 「仕入書その他の書類」とは、仕入書のほかメーカーズ・インボイス、売買契約書、注文請書、船荷証券、保険証券、船積案内状、検疫証明書、品質又は数量に関する検査証明書、カタログ、パーツ・リスト等の書類をい う。 (4) (省略)	(1) 及び(2) (同左) (3) 「仕入書その他の書類」とは、仕入書のほかメーカーズ・インボイス、売買契約書、注文請書、船荷証券、保険証券、船積案内状、検疫証明書、品質又は数量に関する検査証明書、カタログ、パーツ・リスト等の書類をい う、これらの書類のオーソライズされた写しを含む。 (4) (同左)
（協定税率を適用する場合の原産地認定の方法） 68—3—7 協定税率の適用に <u>当たつて</u> の貨物の原産地の認定の具体的な方法は、 <u>必要があるときは</u> 、まず、令第 61 条第 1 項第 1 号の規定に基づき仕入書その他の書類の提出を求め、下記イ又はロに <u>よつて</u> 行い、これにより難い場合は、ハからホまでにより、これに <u>よつても</u> 、なお原産地が明らかでない場合又は協定税率の適用上特に問題があると認められる場合には、同項の規定に基づき原産地証明書の提出を求め、これにより認定を行う。	（協定税率を適用する場合の原産地認定の方法） 68—3—7 協定税率の適用に <u>当たつて</u> の貨物の原産地の認定の具体的な方法は、まず、令第 61 条第 1 項第 1 号 <u>《課税標準の決定のための書類及び原産地証明書等》</u> の規定に基づき仕入書その他の書類の提出を求め、下記イ又はロに <u>よつて</u> 行い、これにより難い場合は、ハからホまでにより、これに <u>よつても</u> 、なお原産地が明らかでない場合又は協定税率の適用上特に問題があると認められる場合には、同項の規定に基づき原産地証明書の提出を求め、これにより認定を行う。
イ～ニ (省略) ホ 特定の国においてのみ生産される貨物については、当該国名を明らかにす るに足るその種類、性質及び形状 なお、令第 61 条第 1 項第 1 号の規定により原産地証明書の提出を要しないこととされている課税価格の総額が 20 万円以下の輸入貨物に対する原産地の確認についても、上記により行うこととし、例えば、積出地等から明らかに非適用国の原産でないことが確認できる場合には協定税率を適用して差し支えない。	イ～ニ (同左) ホ 特定の国においてのみ生産される貨物については、当該国名を明らかにす るに足るその種類、性質及び形状 なお、令第 61 条第 1 項第 1 号 <u>《課税標準決定のための書類及び原産地証明書等》</u> の規定により原産地証明書の提出を要しないこととされている課税価格の総額が 20 万円以下の輸入貨物に対する原産地の確認についても、上記により行うこととし、例えば、積出地等から明らかに非適用国の原産でないことが確認できる場合には協定税率を適用して差し支えない。
（輸入許可前引取りの承認の基準） 73—3—2 輸入許可前引取の承認の申請があったときは、法第 73 条第 2 項に規定する場合のほか専ら関税の納期限の延長を目的とする等明らかに制度の本旨に反すると認められる場合を除き、その申請に係る貨物が有税品であると無税品であるとにかくわらず、その承認をして差し支えない。 特に、次に掲げるような場合には、輸入許可前引取の承認をして差し支えないでの、留意する。 (1) 及び(2) (省略) (3) 申告者側の事情により輸入許可が遅延する次のような場合 イ～ハ (省略)	（輸入許可前引取りの承認の基準） 73—3—2 輸入許可前引取の承認の申請があったときは、法第 73 条第 2 項に規定する場合のほか専ら関税の納期限の延長を目的とする等明らかに制度の本旨に反すると認められる場合を除き、その申請に係る貨物が有税品であると無税品であるとにかくわらず、その承認をして差し支えない。 特に、次に掲げるような場合には、輸入許可前引取の承認をして差し支えないでの、留意する。 (1) 及び(2) (同左) (3) 申告者側の事情により輸入許可が遅延する次のような場合 イ～ハ (同左)

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ニ その他法第 68 条の規定により提出を求められた輸入申告の内容を確認するための必要書類の提出が遅延する場合</p> <p>(4) (省略)</p>	<p>ニ その他法第 68 条第 2 項の規定により提出を求められた課税標準決定のための必要書類の提出が遅延する場合</p> <p>(4) (同左)</p>
<p>第 4 節 特殊輸入通関</p> <p>(マニフェスト等による申告手続)</p> <p>67—4—7 前記 67—4—6 の規定により輸入（納税）申告するための手続については、次による。</p>	<p>第 4 節 特殊輸入通関</p> <p>(マニフェスト等による申告手続)</p> <p>67—4—7 前記 67—4—6 の規定により輸入（納税）申告するための手続については、次による。</p>
<p>(1) 混載貨物荷受人毎の輸入（納税）申告書に代えて、「輸入（納税）申告書（マニフェスト通関用）」（C—5050）（以下(1)及び(2)において「申告書」という。）及び(2)に掲げる事項を記載した書面（以下(1)及び(2)において「マニフェスト」という。）をそれぞれ 2 通を提出させ、申告書には当該マニフェストに記載されている輸入者に関して共通する事項（申告年月日、あて先税関長、代理人の住所・氏名・電話番号、貨物の蔵置場所、貨物を搭載してきた航空機の名称又は登録番号、一括 Air Waybill 番号（荷送人毎の House Air Waybill 番号を一括した番号）等に記載させる。</p> <p>なお、マニフェスト等による申告は、荷受人ごとに提出されるべき輸入（納税）申告書に代えて、これら荷受人の代理人である航空貨物混載業者が一葉に一括して作成したマニフェストを提出することにより行うものであることから、当該マニフェストに記載された輸入者ごとの個別の輸入申告として取扱うこととなるので留意する。</p>	<p>(1) 混載貨物荷送人毎の輸入（納税）申告書に代えて、「輸入（納税）申告書（マニフェスト通関用）」（C—5050）（以下(1)及び(2)において「申告書」という。）及び(2)に掲げる事項を記載した書面（以下(1)及び(2)において「マニフェスト」という。）をそれぞれ 2 通を提出させ、申告書には当該マニフェストに記載されている輸入者に関して共通する事項（申告年月日、あて先税関長、代理人の住所・氏名・電話番号、貨物の蔵置場所、貨物を搭載してきた航空機の名称又は登録番号、一括 Air Waybill 番号（荷送人毎の House Air Waybill 番号を一括した番号）等に記載させる。</p> <p>なお、マニフェスト等による申告は、荷受人ごとに提出されるべき輸入（納税）申告書に代えて、これら荷受人の代理人である航空貨物混載業者が一葉に一括して作成したマニフェストを提出することにより行うものであることから、当該マニフェストに記載された輸入者ごとの個別の輸入申告として取扱うこととなるので留意する。</p>
<p>(2) 申告書に添付するマニフェストとは、航空貨物混載業者が個々の荷送人の貨物に係る仕入書等に基づき作成した帳票で、以下の事項が複数の荷送人の貨物について一括して記載されているものをいう。</p> <p>なお、申告に際しては、<u>仕入書等</u>の添付を省略させて差し支えない。</p>	<p>(2) 申告書に添付するマニフェストとは、航空貨物混載業者が個々の荷送人の貨物に係る仕入書等に基づき作成した帳票で、以下の事項が複数の荷送人の貨物について一括して記載されているものをいう。</p> <p>なお、申告に際しては、<u>68—3—2（仕入書の提出を必要としない場合）に基づき、仕入書の添付を省略させて差し支えない。</u></p>
<p>イ～ヲ (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(外交官用貨物等の取扱い)</p> <p>67—4—8 定率法第 16 条第 1 項第 1 号若しくは第 3 号に掲げる大使館等の公用品又は同項第 2 号若しくは第 4 号に掲げる外交官等の自用品については、国際慣行等を考慮し、特に必要があると認める場合を除き、開ひ検査を省略する</p>	<p>イ～ヲ (同左)</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(外交官用貨物等の取扱い)</p> <p>67—4—8 定率法第 16 条第 1 項第 1 号若しくは第 3 号《<u>外国の大使館等の公用品</u>》に掲げる大使館等の公用品又は同項第 2 号若しくは第 4 号《<u>外交官等の自用品</u>》に掲げる外交官等の自用品については、国際慣行等を考慮し、特に必要</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（特に外交行のうについては、開ひ検査をしない。）ものとし、また、<u>仕入書等</u>の添付は、これを省略させて差し支えない。</p>	<p>があると認める場合を除き、開ひ検査を省略する（特に外交行のうについては、開ひ検査をしない。）ものとし、また、<u>仕入書</u>の添付は、これを省略させて差し支えない。</p>
<p>第 9 章 雜則</p> <p>（帳簿の備付け等に関する用語の意義）</p> <p>94—1 法第 94 条に規定する帳簿書類の備付け等に関する用語の意義は、次による。</p>	<p>第 9 章 雜則</p> <p>（帳簿の備付け等に関する用語の意義）</p>
<p>（1）法第 94 条第 1 項の規定により輸入者が備え付けることとされている「帳簿」とは、令第 83 条第 1 項に規定する事項を記載したものであれば、税関用に特別に備え付けたものである必要はなく、輸入者が所有する既存の帳簿に所要の事項を追記したものであっても差し支えない。また、例えば、<u>仕入書</u>その他の申告の内容を確認するために必要な書類（以下この章において「<u>仕入書等</u>」という。）に輸入許可年月日及び輸入許可番号を追記したものでも差し支えない。</p>	<p>（1）法第 94 条第 1 項の規定により輸入者が備え付けることとされている「帳簿」とは、令第 83 条第 1 項《帳簿の記載事項等》に規定する事項を記載したものであれば、税関用に特別に備え付けたものである必要はなく、輸入者が所有する既存の帳簿に所要の事項を追記したものであっても差し支えない。また、例えば、<u>仕入書</u>に輸入許可年月日及び輸入許可番号を追記したものでも差し支えない。</p>
<p>（2）法第 94 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により輸出者が備え付けることとされている「帳簿」とは、令第 83 条第 2 項において準用する同条第 1 項に規定する事項を記載したものであれば、税関用に特別に備え付けたものである必要はなく、輸出者が所有する既存の帳簿に所要の事項を追記したものであっても差し支えない。また、例えば、<u>仕入書等</u>に輸出許可年月日及び輸出許可番号を追記したものでも差し支えない。</p>	<p>（2）法第 94 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により輸出者が備え付けることとされている「帳簿」とは、令第 83 条第 2 項において準用する同条第 1 項《帳簿の記載事項等》に規定する事項を記載したものであれば、税関用に特別に備え付けたものである必要はなく、輸出者が所有する既存の帳簿に所要の事項を追記したものであっても差し支えない。また、例えば、<u>仕入書</u>に輸出許可年月日及び輸出許可番号を追記したものでも差し支えない。</p>
<p>（3）令第 83 条第 3 項において読み替えて準用する令第 61 条第 1 項に規定する「製造者又は売渡人の作成した仕出入との間の取引についての書類」及び「その他税関長に対して当該貨物に係る輸入の許可に関する申告の内容を明らかにすることができる書類」とは、例えば、総勘定元帳、補助台帳、補助簿、振替伝票、決済書類等の経理関係書類や発注関係書類、契約書、往復文書等の貿易関係書類、通関関係書類（提出したものを除く。）等の関係書類をいう。</p>	<p>（3）令第 83 条第 3 項《保存すべき書類》において読み替えて準用する令第 61 条第 1 項《課税標準の決定のための書類》に規定する「製造者又は売渡人の作成した仕出入との間の取引についての書類」及び「その他輸入の許可を受けた貨物の課税標準を明らかにする書類」とは、例えば、総勘定元帳、補助台帳、補助簿、振替伝票、決済書類等の経理関係書類や発注関係書類、契約書、往復文書等の貿易関係書類、通関関係書類（提出したものを除く。）等の関係書類をいう。</p>
<p>（4）令第 83 条第 4 項において準用する法第 94 条第 1 項を読み替えて準用する令第 61 条第 1 項に規定する「製造者又は売渡人の作成した仕出</p>	<p>（4）令第 83 条第 4 項における法第 94 条第 2 項において準用する同条第 2 項に規定する「輸出許可貨物に係る取引に関して作成し、又は受領した</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>人との間の取引についての書類」及び「その他税関長に対して当該貨物に係る輸出の許可に関する申告の内容を明らかにできる書類」とは、例えば、発注関係書類、往復文書等の貿易関係書類、通関関係書類（提出したもの除く）等の関係書類をいう。</p> <p>(5) 令第 83 条第 6 項に規定する「第 1 項の帳簿及び第 3 項の書類を整理し」とは、帳簿に記載されている事項と保存すべき書類の関係が明らかになるように整理することをいう。</p> <p>(6) 令第 83 条第 6 項及び第 8 項に規定する「その他これらに準ずるもの所在地」とは、代理人の事務所や寄託契約書等により保存を委託している営業倉庫等の所在地をいう。</p> <p>(7) (省略)</p>	<p>書類」とは、例えば、発注関係書類、契約書、往復文書等の貿易関係書類、通関関係書類（提出したもの除く）等の関係書類をいう。</p> <p>(5) 令第 83 条第 6 項 <u>《帳簿の保存》</u> に規定する「第 1 項の帳簿及び第 3 項の書類を整理し」とは、帳簿に記載されている事項と保存すべき書類の関係が明らかになるように整理することをいう。</p> <p>(6) 令第 83 条第 6 項及び第 8 項 <u>《帳簿の保存》</u> に規定する「その他これらに準ずるもの所在地」とは、代理人の事務所や寄託契約書等により保存を委託している営業倉庫等の所在地をいう。</p> <p>(7) (同左)</p>